福島市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）の規定に基づく補装具費の支給並びに補装具の販売又は修理を行う事業者（以下「補装具業者」という。）の登録並びに補装具費の代理受領等について必要な事項を定めるものとする。

（事業者の登録）

第２条　事業者の登録は、補装具業者の申請により、事業所ごとに行うこととする。

２　市長は、事業者の申請を受け、申請を適当と認める場合に前項の登録を行うものとする。ただし、申請が適当と認められないときは、登録しないことができる。

（登録を受けた事業者に係る情報提供）

第３条　市長は、前項の規定による登録を受けた補装具業者に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを障害者等に提供するものとする。

１　事業所の名称及び所在地
２　事業開始年月日
３　取り扱う補装具の種類
４　その他市長が必要と認める事項

（事業者の登録申請）

第４条　前条の規定に基づき登録を受けようとする事業者は、補装具業者登録申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

１　事業所の平面図
２　決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
３　法人市民税納税証明書（写しでも可）
４　登記簿謄本（個人にあっては住民票抄本）（写しでも可）
５　事業経歴書
６　定款
７　設備機材概要
８　その他登録に関し市長が必要と認める書類
　・その他
　・会社案内、会社概要書（パンフレット）

（登録事業所の基準）

第５条　登録事業所の基準は次のとおりとする。

（経営組織）

１　原則として市内に事業所を有しかつ市内で補装具の営業を開始してから１年以上の実績があり、その営業状態が良好であること。ただし、必要に応じ市外に事業所を有する者に対しても代理受領に関する登録を行うことができる。

（技術・設備等）

１　義肢・装具の製作又は修理を行う業者・・・・・・・・・・別紙１
２　車いすを製作又は修理を行う業者・・・・・・・・・・・・別紙２
３　補聴器を販売又は修理を行う業者・・・・・・・・・・・・別紙３

（その他）

１　過去数年間に消費センター等により確認された業者の責に帰するトラブルが生じていないこと。

（登録の通知）

第６条　市長は、第２条の規定により登録したときは、当該登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)に通知するものとする。

２　市長は、第２条の規定により登録をしないときは、その理由を示して、その旨を登録申請を行った事業者に通知しなければならない。

（変更等の届出）

第７条　登録事業者は、登録事項に変更を生じたとき、及び当該事業を廃止又は休止する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（報告等）

第８条　市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、補装具の販売又は修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは補装具の販売又は修理を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の質問又は検査を行う場合においては、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録の取り消し）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

１　補装具費の請求に関し不正があったとき。

２　補装具業者が不正の手段により、第２条の登録を受けたとき。

３　補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者が、前条の規定による質問又は検査に応じず若しくは虚偽の報告をしたとき。

（補装具の製作等）

第１０条　登録事業者は市長の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）と補装具の販売又は修理について契約を締結したうえで、その処方に基づき、補装具の販売又は修理を行うものとする。

２　補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡すにあたり、市長が別に定める場合を除き、登録事業者は身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。

３　前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は,市長は不備な箇所を指摘して登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。

４　登録事業者は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

（補装具費の代理受領）

第１１条　市長は、補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として当該補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、当該補装具費支給対象障害者等に代わり、当該登録事業者に支払うことができる。

２　前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

３　登録事業者は、その提供した補装具について、第２項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を提供した際に、当該補装具費支給対象障害者等から利用者負担額の支払を受けるものとする。

４　補装具の提供に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。ただし、利用者負担額が０円と認定された補装具費支給対象障害者等については、領収証の発行を要しない。

（請求）

第１２条　登録事業者は市長に対して補装具費を請求する場合には代理受領に係る補装具費支払請求書（兼請求及び代理受領に対する委任状）に補装具費支給券を添えて請求しなければならない。

２　市長は、登録事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から３０日以内にその額を支払うものとする。

（補装具引き渡し後の改善）

第１３条　補装具の引き渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、登録事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、市長は登録事業者に改善させることができる。

２　補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的変化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引き渡し後９ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。

　ただし、厚生労働省告示第５２８号の別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後３ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

（不正利得の徴収等）

第１４条　市長は、補装具費支給対象障害者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係帳簿等の保存）

第１５条　登録事業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を５か年間保存するものとする。

（登録期間）

第１６条　登録の有効期間は、平成１８年１０月１日から平成１９年９月３０日までとする。

（登録の更新）
第１７条　この有効期間満了前１ヵ月前までに市長若しくは登録事業者から何らかの意思表示が行われないときは,有効期間満了の翌日において向こう１ヵ年間順次登録を更新したものとみなす。

（申請書等の様式）
第１８条　この要綱による申請書等の様式については、別に定める。

（雑則）
第１９条　この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則
この規則は、平成２５年　４月１日から施行する。

附　則
この規則は、令和３年　２月１日から施行する。

附　則
この規則は、令和５年　１２月１日から施行する。

別紙１

義肢・装具製作業者基準

１　技術者等

(1)　技術者が複数人いること。

(2)　義肢・装具製作において採型等ができる義肢装具士がいること。

(3)　ガス溶接技能講習（労働基準協会主催）修了程度の金属溶接についての技術及び安全管理の知識を有すること。

２　施設

室　名　等	面　積	備　考
(1) 事務所	19.8㎡（6坪）	受付、一般事務、待合所
(2) 採型室	19.8㎡（6坪）	測定、仮合、試歩行
(3) 工場		
ア　ギプス作業室	9.9㎡（3坪）	型流し、陽性モデル修正等
イ　機械室	9.9㎡（3坪）	集塵設備
ウ　一般組立室	24.75㎡（7.5坪）	作業台
エ　倉庫	12.96㎡（4坪）	材料保管庫

３　機械設備等

	名　称	数量		名　称	数量
機械	カービングマシン	1	工具器具	電気ドリル	1
	乾燥機	1		パイプカッター	1
	復元器	1		万力	1
	真空ポンプ一式	1		ミシン	1
	コンターマシン（木工	1		ゴニオメーター	1
	兼用）	1		内周計	1
	吸引成型器	1		カップリング	1
	集塵機	1			1
	ボール盤	1			1
	グラインダー（研磨）	1			
	サンディングマシン	1			
	溶接機	1			

別紙２

車いす取扱い業者基準

１　技術等

(1)　日本車いす工業会(テクノエイド協会に加盟する車いす専門業者が組織する社団法人)が主催している車いすの技術研修会受講済程度の車いすについての知識と技術を有し、使用者の体型を採寸、採型し、適した寸法の車いすを設計、見積もりできること。

(2)　ガス溶接技能講習（労働基準協会主催）修了程度の金属溶接やその安全管理についての技術・知識を有すること。

(3)　車いすのＪＩＳ規格（Ｔ9201）について熟知し、かつ適合する製品を製作し、修理できる技術を有すること。

(4)　様々な種類の車いすの、リハビリや日常生活における機能、効用を熟知すると共に、それを使用する障害者の疾病、現状、リハビリの方向性等、その障害の内容について理解できるだけの医学的知識を有し、障害者の効果的な車いす使用について業者サイドで実践できること。

２　設備、機械、器具、工具

(1)　車いす製作の作業場等、製作・修理のためのスペース。（製作を行わない営業所であっても修理のためのスペース、設備器具等は必置。）

(2)　車いすの製作・修理に付随するその他の施設、設備。

ア　パイプベンダー：パイプを曲げる工具
イ　旋盤：円柱の表面切削及びネジ切り、孔あけを行う。
ウ　プレス：金型を押して板金を成型する。
エ　ボール盤：ドリルによって孔をあける。
オ　治具上板
カ　フライス盤：工作機械、刃物を回転させテーブル上の工作物を切削する。
キ　定盤：表面を平らに仕上げた鋳鉄製の平面盤、この上に工作物をのせ心出し等の作業を行う。
ク　回転（移動）溶接器：工作物又はバーナを移動して溶接を行う。
ケ　アルゴン溶接器：主にステンレス、アルミニウムの溶接を行う。
　ａ　ガス溶接器（酸素溶接器）：主に鉄鋼の溶接と軟化を行う。
　ｂ　電気溶接器：電気アークにより金属を溶かして接着する。
　ｃ　工業用ミシン：レザー等の縫製。
　ｄ　高速カッター（パイプカッター）：パイプを切断する。
　ｅ　サンダー（研磨器）：サンドペーパーを回転させ工作物の研磨を行う。
　ｆ　グラインダー（固定、ハンド）：主に鉄鋼の研磨を行う。
　ｇ　ハンドドリル（ハンドボール）：携帯用の孔あけ器械。
　ｈ　ハッカ：板状、又は棒状の金属を曲げる工具。
コ　電気ドライバー：電動によるドライバー。

サ　リベッター：鋲を打ち止める器械（かしめ工具、コーキング）。
シ　エアーリベッター：空圧により鋲を打ち止める器械。
ｉ　エアーコンプレッサー：空圧を利用して塗装などの作業を行う。
ｊ　万力：工作物を固定する器具。
ｋ　一般工具：ドライバー（±）、六角レンチ、パイプレンチ、パンク修理工具等。

※カタカナが主に製作・修理に必要な器械、アルファベットは製作は行わないが修理には必要な器械であるが、上記の器械はあくまで例示であり、必ずしもすべてが揃っていなければならないというものではなく、その業者の設備器械で車いすの製作、修理が可能かといった総合的見地から、適否を判断する。

別紙３

補聴器取扱い業者基準

１　技術等

(1)　補聴器技能者講習会（テクノエイド協会主催）受講程度の補聴器についての専門的知識を習得し補聴器のフィッティング技術を有していること。

(2)　補聴器調整技術、修理技術、イヤモールド製作調整技術があること。

(3)　聴覚障害と聴覚障害者についての様々な知識（伝音性難聴、感音性難聴、混合性難聴、老人性難聴の特徴等）を有すること。

２　設備機器

(1)　オージオメータ（必置）

○　純音を用いて気導聴力と骨導聴力について測定できる機器。

身障手帳の該当の有無は主に純音聴力により判断するため、身障法の　補聴器を取り扱うためには必須の機器。これにより障害者個人のオージオグラムが作成でき、数値的に適した補聴器を選定することが可能になる。また、気導聴力と骨導聴力について測ることにより、難聴の種類がある程度特定できるため、手帳の該当者の発見や治療につなぐことも可能となる。

(2)　補聴器装用特性検査装置

○　補聴器の音響学的性能を物理的に測定する装置。

この装置で測定された補聴器の周波数特性のグラフとオージオメータで測定された障害者個人のオージオグラムを適合させることにより、障害者個人に合わせて補聴器の調整が可能になる。

補聴器にはあらかじめその特性を測定した仕様が示されてはいるが、その場で実際の補聴器の特性を測定し調整したり、使用中の補聴器の性能を調べて、調整修理の参考にするなど実際の活用範囲は大きい。

(3)　ＳＰＬヒヤリングメーター

○　補聴器と同じ小型イヤホンを用いて、補聴器を装用した状態での聴力　を測定する機器。

オージオメータは、現実の補聴器を使う物理的条件とは若干異なった条件下で聴力を測定するため、オージオグラムと補聴器装用特性検査装置での検査成績のみで補聴器を選定すると、現実に不都合を生じる場合もある。ＳＰＬヒヤリングメーターは補聴器を装用したのと同じ状態の聴力を測定できるため、補聴置を障害者に合わせる場合有効であり、補聴器取扱い業者には設置が望まれる機器である。

(4)　聴力測定室～防音室、遮音室（必置）

○　聴力測定ができるだけの静かなスペース、ボックス、個室。

(5)　イヤモールド製作器具一式（必置）

○　身障法上処方されるイヤモールドの採型、製作、適合、調整が可能な器具。

(6)　補聴器修理調整器具一式（必置）

○　オージオグラムに合わせて補聴器を調整したり、補聴器を修理するた　めの器具。

(7)　補聴器評価用機器（テレビ、ラジオ、テープレコーダー等）

○　補聴器を装用した状態での聴こえを評価するための機器。

イ　市町村が自ら行う場合

当該市町村において設置する補装具製作施設において交付または修理を行う場合

及び他から購入して現物を本人に交付する場合。

〔参考〕補装具給付事務取扱要領（平成５．３．３１　社援更第１０６号厚生省社会・援護局長通知「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準について」）